

秋田市企業誘致プロモーション業務委託仕様書

1 業務目的

アフターコロナに向けて企業誘致の自治体間競争が激化する中、新たな働き方やBCP対策としてのテレワークやワーケーションの広がり等を好機と捉え、誘致対象企業のニーズ調査や視察ツアーの開催等により、企業誘致の促進を図ろうとするもの。

2 委託期間

契約締結日から令和5年3月17日（金）まで

3 業務内容

(1) 地方進出ニーズ調査

電子デバイス、輸送機関連、医薬・医療機器関連等の製造業や研究開発型企业、若い世代の活躍が期待されるICT（情報通信）関連企業、洋上風力発電等のグリーンエネルギー関連企業を主なターゲットとし、受託事業者が有する企業リストに対してメール送信による本市進出の意向調査を行い、誘致対象企業のリストおよび報告書を作成する。

(2) 企業誘致促進視察ツアー

(1)で得た誘致対象企業に対して、受託事業者と本市の三者による個別ヒアリングにより本市進出の意向を確認し、本市の魅力をアピールするため、2泊3日の視察ツアーを実施する。ただし、次の事項を留意すること。

ア 実施回数は、3回（9月、11月、1月）とする。

なお、9月のツアーの参加企業は本市が独自折衝中の企業とし、11月と1月のツアーの参加企業は(1)で抽出した企業も対象とするが、双方協議の上、最終決定するものとする。

イ 定員は、1回当たり5社10名（1社2名まで）とする。

ウ 内容は、サテライトオフィス視察、市内企業や大学等との意見交換、秋田の食や文化を体験することができる懇親会や市内観光等を通じ、ビジネス機会のイメージや生活環境を感じることができるものとし、詳細については、双方協議の上、決定するものとする。

(3) ポータルサイトの作成

本市の魅力や支援制度等を紹介するポータルサイトを作成する。

なお、作成に当たっては、次の事項を留意すること。

ア 基本仕様

(ア) 本市サーバーとは別の独立したレンタルサーバーで実行するとともに、ドメイン取得を取得すること。また、Web上に公開し運営までを含むものとする。

- (イ) CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）での構築は可とするが、必ず管理者等が更新等できるようにマニュアル等を整備すること。
- (ウ) ウェブアクセシビリティに十分配慮すること。
- (エ) ユーザー解析のためにアクセスログ（アクセス数、日時、直前に見ていたページ等）を取得できること。
- (オ) PCのみではなく、スマートフォンでの閲覧にも最適化されていること。
- (カ) 構築後の保守・管理業務に係る費用が安価となるよう配慮すること。

イ サイトの更新

掲載内容については適宜更新可能とし、新着情報の更新など一定の範囲内であれば、専門的な知識・技術を有しない職員があらかじめ用意されたフォーマットを利用して、情報の追加や更新、削除等の管理ができるものとする。

ウ セキュリティ要件

- (ア) システムへの不正な侵入、本システムの停止や障害の発生を予防し、また障害発生時の影響を最小限に食い止めるため、十分なセキュリティ対策を講じること。
- (イ) 第三者からのサーバーへの不正なアクセス等により改ざんや消失、毀損が生じた場合には、原因を解明し速やかに対策を講じるとともに報告すること。
- (ウ) ホームページの管理機能については、管理者専用画面でアカウントおよびパスワードによる認証を行うこととする。
- (エ) 公開後のホームページの管理機能については、本市が指定したIPアドレス以外からのアクセスを禁止すること。
- (オ) ホームページの管理機能へのアクセスは、SSLによる暗号化通信を行うこと。
- (カ) 障害発生時には、速やかに新サイト全体の復元を構築・保守事業者が行うこと。
- (キ) サーバーのアクセスログを取得する機能を備えること。

(4) プロモーション動画の作成

本市の魅力を最大限に発信するため、空撮を活用するなど、他都市との差別化を図る動画を作成する。

なお、市で保有する写真データ等は、可能な限り提供する。

(5) WEB広告

(3)および(4)で作成したポータルサイト等を活用し、個別相談や視察ツアーの参加につなげるため、WEB広告運用を行う。

なお、使用する媒体等は、提案によるものとする。

(6) 打合せ協議

受託者は、業務の実施内容の調整や進捗状況の共有のため、月1回以上の定期的な打合せを実施すること。

打合せは、事業の進捗のほかに、実際に企業を誘致する際に本事業をどのように活用すべきか説明を行い、担当職員が理解を深め、自ら誘致ができるようサポートすることとし、議事録を作成すること。

4 成果品

(1) 業務完了報告書、調査資料等の参考資料 1部

(2) 上記の電子データ一式

【納品場所】秋田市産業振興部企業立地雇用課

5 著作権の譲渡等

(1) 著作権の譲渡

成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下、「著作物」という。)に該当する場合には、受託者は、当該著作物に係る著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を当該成果物の引渡し時に市に譲渡する。

なお、譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(2) 関係者に係る著作権譲渡

前項に関し、次のいずれかの者(以下、「関係者」という。)に成果物に係る著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめその者との書面による契約により当該著作権を受託者に譲渡させるものとする。

ア 受託者の従業員

イ 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先の法人又はその従業員

ウ 著作物の購入先の法人又は個人

(3) 公表

成果物が著作物に該当する場合において、受託者(前項に該当する場合にあっては、関係者を含む。以下同じ。)は、市が当該成果物の内容を自由に公表することを無条件に同意する。また、市は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

(4) 内容の改変

受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、市が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、市は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

(5) 著作者人格権の不行使

受託者および関係者は、(3)又は(4)に該当する場合、市および市が許諾する者に対して、著作物人格権を行使しないものとする。

(6) 著作物、人物の許諾等

成果物の制作に際して、他の著作物および人物の許諾、記録素材の借用等が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等に発生する費用は当初の契約金額に含まれるものとする。

6 個人情報保護にかかる遵守事項

受託者は、本業務の履行により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 再委託について

ア 受託者は、業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、受託業務の一部を再委託することができるが、その場合は書面により市の承認を受けること。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいについて善良な管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。また、契約終了後も同様とする。

(3) 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

8 その他

(1) 本業務に際し、必要な一切の費用は当初の契約金額に含むものとする。

(2) 事業実施に際して、本市の指示があった場合は、その指示に従い作業を進めるとともに、本市はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。

(3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて本市と協議の上、定めるものとする。

(4) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに本市に報告し、協議又は指示を受けること。

(5) 受託者は、市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。